県北振興局専決許可　－新規許可申請を受け付ける漁業－

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格	（参考）長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	（参考）長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	漁業法第58条で読替えて準用する同法第42条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	漁業法第58条で読替えて準用する同法第44条第1項に規定する許可等の条件	許可の有効期間
かご漁業	延縄式かご漁業	佐世保市高後崎以北の佐世保市、平戸市、松浦市及び北松浦郡の地先海面とする。ただし、伊万里湾を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	10トン未満	1	長崎県佐世保市、平戸市及び北松浦郡に住所を有する者	対象とする	対象とする	令和8年5月15日から令和8年6月15日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本 （法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可の適格性に関する申立書	１．漁具と船体表示 Ⅰ. 漁具 （ア）1月1日から4月30日までは、金網製のかごを使用してはならない。 （イ）9月１日から10月31日までは、金網製以外のかごを使用してはならない。 （ウ）同時に使用するかごの数は、100個をこえてはならない。 （エ）使用するかご１個の大きさは、次に掲げるとおりとする。 ア　底面が方形の場合　長さ　130センチメートル以内 幅　100センチメートル以内 高さ　80センチメートル以内 イ　底面が円形（だ円形）の場合　直径（長径）　120センチメートル以内 高さ　80センチメートル以内 ウ　円筒型の場合　長さ　130センチメートル以内 直径　100センチメートル以内 （オ）設置した漁具の両端には、海面から1.5メートル以上の高さに30センチメートル×30センチメートル以上の大きさの標識を掲げなければならない。また、標識には、「かご」の文字と当該漁業を営む者の船名及び県が指定した地方名を記載しなければならない。 Ⅱ. 船体表示 　当該許可を受けた船舶（船外機船又は船内外機船を除く）は、文字の大きさ15センチメートル以上で船尾に船名を明瞭に表示しなければならない。 ２．共同漁業権内操業 共同漁業権の区域内においては、当該漁業権者の同意を受けなければ操業してはならない。	(許可日)から令和9年9月30日まで